

# まちづくり・かわら版



\* 整備が進む都市計画道路現川線の様子

## 仮換地指定状況

(平成23年12月31日現在)

仮換地数 580画地(予定)

仮換地指定数 274画地

仮換地指定率 47.2%



## No.38

平成24年1月18日



編集・発行

施行者：長崎市

(東長崎土地区画整理事務所)

長崎市田中町279番地4

電話：095-839-5381

新春の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
本年も東長崎平間・東地区土地区画整理事業の平成28年度の工事完成を目標に、事業を進めて参りますので、昨年同様、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、前回の「まちづくり・かわら版」では、東長崎平間・東地区土地区画整理審議会委員の補欠選挙が本年3月に行われることから、その内容についてご説明いたしました。

今回の「まちづくり・かわら版」では、間もなく選挙人名簿（※内容については後で説明します）の縦覧を行うため、日程等についてお知らせします。

また、選挙に関する各届出、よくあるご質問についても併せてご説明します。

## 「もくじ」

### 1 長崎平間・東地区土地区画整理審議会委員の補欠選挙(3委員)

(1) 選挙人名簿について	2ページ
---------------	------

(2) 選挙人名簿の縦覧について	2ページ
------------------	------

(3) 選挙に関する各届出について	3ページ
-------------------	------

(4) 選挙に関する質問と回答について	4ページ
---------------------	------

2 事務所の移転について(再掲載)	4ページ
-------------------	------

# 1 東長崎平間・東地区土地区画整理審議会 委員の補欠選挙(3委員)



## (1) 選挙人名簿について

- ◎ 平間・東土地区画整理事業区域内の土地の所有者と借地をしている権利者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載した名簿で、この名簿に記載されている人は、審議会委員選挙に立候補する権利(※未成年者を除く)と立候補者に対して投票する権利を持っています。
- ◎ 選挙の基準日(平成24年1月11日)時点で土地の所有者や借地をしている権利者として土地登記簿に記載されているものの、選挙人名簿に記載されていないかたや、内容に誤りがあるかたは、縦覧期間内(平成24年1月20日から同年2月2日)に文書で長崎市長に対して異議を申し出ることが出来ます。
- ◎ 縦覧期間内に異議の申出が無かった場合や、申出のあったすべての異議について対応が決定したのち、選挙人名簿確定の公告を行います。

## (2) 選挙人名簿の縦覧について

期間：平成24年 1月20日(金) から  
平成24年 2月 2日(木) まで

期間中は、土曜日・日曜日も、平日と同じように縦覧できます。

時間：午前8時45分 から 午後5時30分  
まで

場所：東長崎土地区画整理事務所

長崎市田中町279番地4  
長崎中央卸売市場管理棟1階



## (3) 選挙に関する各届出について

### ア 共有地等における代表者の届出

- ◎ 土地を共有されている場合には、いずれか1人を代表者として選任し、代表者選任通知を本事務所に提出することで、代表者のかたが審議会委員選挙に立候補する権利と立候補者に対して投票する権利を得ることができます。

### イ 相続中の土地における代表者の届出

- ◎ 土地の所有者が亡くなられ、2人以上の相続人のかたが相続手続き中の場合には、共有地と同じように、いずれか1人を代表者として選任し、代表者選任通知を本事務所に提出することで、代表者のかたが審議会委員選挙に立候補する権利と立候補者に対して投票する権利を得ることができます。
- ※ ア及びイの代表者選任通知については、立候補届出、投票の時までに提出が必要です。

### ウ 借地権の申告を一定期間受付停止します

- ◎ 建物の所有のための地上権と土地の賃借権のことを借地権と言います。登記簿に記載されていない借地権は本市に申告することにより、土地区画整理事業において、借地をしている権利者として取り扱われます。これにより審議会委員選挙に立候補する権利と立候補者に対して投票する権利を得ることができます。
- ◎ 選挙人名簿を作成するため、選挙の基準日から平成24年2月16日(木)の選挙人名簿確定の公告日までの間は、借地権の申告の受付を停止します。
- ◎ 平成24年2月16日(木)以降に借地権の申告をされた場合、次回の審議会委員選挙から立候補する権利と立候補者に対して投票する権利を得ることができます。
- ※ 代表者選任通知など、選挙に関する届出に必要な書類については東長崎土地区画整理事務所に用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

- ※ 代表者選任通知を既に提出済みで、変更の無い場合は、改めて提出していただく必要はありません。



## (4) 選挙に関する質問と回答について

### 質問① 選挙に立候補したいのですが、手続きはどうしたらよいですか？

(回答) 立候補届出書の提出が必要です。この様式は東長崎土地区画整理事務所にて用意しておりますので、総務企画係担当者までお問い合わせください。

### 質問② 投票所入場券はいつ送ってくるのですか？

(回答) 次回の「まちづくり・かわら版」(No.39、平成24年3月上旬発行予定)に同封の予定です。

### 質問③ 法人による投票の場合は代表者でなければなりませんか？

(回答) 法人が投票をする場合には、法人が指定したかたが投票を行うことができます。なお、法人の代表者であっても、指定を行っていただく必要があります。

指定を受けた方は投票日に指定書を提出するとともに、指定された本人であることを証明するもの(身分証明書)を提示してください。なお、指定書については次回の「まちづくり・かわら版」(No.39、平成24年3月上旬発行予定)に同封します。

### 質問④ 複数の土地を所有していれば、土地の数だけ票が認められますか？

(回答) 複数の土地(筆)をお持ちのかたであっても、権利者として得られる票は原則として1票です。

## 2 事務所の移転について(再掲載)

前回、お知らせいたしました、東部地区公共施設(東部地区にこにこセンター)の完成に伴い、長崎中央卸売市場内に仮移転を行っていた本事務所は平成24年2月6日(月)から現在の東長崎支所の建物に移転しますのでよろしくお願いいたします。なお、電話番号の変更はありません。

➡ <移転後> 長崎市矢上町40番28号 (現 東長崎支所)

東長崎土地区画整理事務所

〒851-0134 長崎市田中町279番地4 (長崎中央卸売市場管理棟1階)

☎ 095(839)5381 📠 095(837)1046

✉ higaku@city.nagasaki.lg.jp 🌐 <http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/higashikukaku/>

